

宅建マイスターが業界内で 「上級宅建士」として最高位の資格に



宅地建物取引士の最高位の資格とは

社会環境が複雑化する中、通常の宅地建物の売買において一般消費者が安心な取引を実現するためには、宅地建物取引士であることは当然として、より高度な能力を持つ資格者が求められているとの認識から、当センターは2014年、「宅地建物取引のエキスパート」を「宅建マイスター」として認定する制度を創設しました。

当初、通信講座と集合研修を受講した上で、修了試験に合格した方を「宅建マイスター」として認定してきましたが、現在認定者は300名を超え、その活躍が業界内外から高い評価をいただくようになってきました。このような実績を踏まえ、当センターは業法改正に伴い更なる充実が求められる従業者教育制度の頂点となる資格として「宅建マイスター」認定制度を再整備することとし、**2017年より試験制度に移行させること**といたしました。

「宅建マイスター」は、いわば「上級宅建士」であり、今後不動産取引においてなくてはならない称号となることでしょう。

一般消費者の皆様により深い信頼を得るために、ぜひ「宅建マイスター」認定試験へのチャレンジをご検討ください。

宅建マイスター認定試験が
スタートします。

年2回(8月・2月)実施予定

第1回
試験日

8/24(木)

宅建マイスターを目指す

目に見えないリスクを読み解く視点を持つ

リスクの可能性について徹底的に調査する

リスクの具体的な可能性を顧客に説明。顧客の納得を得た上で、取引を成立させる



Takken
Meister

宅建マイスター

宅建マイスターとは

「宅地建物取引のエキスパート」として、取引に内在するリスクを予見し、緻密かつ丁寧な調査を行い、それを重説・契約書に反映し、安心な取引を成立させる能力を有する、いわば「上級宅建士」として、一般消費者の絶対的な信頼を得られる称号です。

求められる能力

宅建マイスターに必要な能力は、まず、表面化していないリスクを予見する視点を持ち、論理的思考でリスクの可能性を想定し、明らかにすることです。

次に、**丹念な調査**を行い、そのリスクが将来トラブルにつながる可能性がどの程度あるのか、その影響等を明らかにします。加えて、トラブルの対応策、解決策等についても調査します。

そして、**調査の結果とリスクの可能性を顧客(売主・買主)に対して十分説明**し、トラブルが発生した場合の対処法を提示、顧客の納得を得た上で、**合意事項・容認事項を取りまとめ、取引を成立**に導きます。

このように、**契約成立を優先**するのではなく、**安全な取引による顧客の満足**を最優先できるのが宅建マイスターです。

認定後のブラッシュアップ

宅建マイスター認定試験合格者は、「宅建マイスター」として認定され、「宅建マイスターメンバーズクラブ」に登録されます。ここで、メンバー対象の勉強会や専用サイト掲載のマンスリーニュース・厳選相談事例などを利用し、常に実戦力をブラッシュアップしていただきます。また、懇親会なども実施しますのでメンバー間の交流や情報交換の場として活用していただけます。

※認定資格は5年ごとに更新していただくこととしており、宅建マイスターとして備えるべき資質について再確認できるような制度となっています(詳細はWebサイトをご覧ください)。

宅建マイスターを目指すための 「宅建マイスター養成講座」

※従来「宅建マイスター養成講座」の修了試験合格者を「宅建マイスター」として認定していましたが、「宅建マイスター養成講座」は任意受講講座となりました。

POINT 1

宅建マイスターの認定に必要な能力を磨く、一流講師陣による試験直前の実戦研修。
分野別の3日間のコースから自由に選べます。

POINT 2

目に見えないリスクの所在を発見し、対処するための知識の補充や考え方(論理的思考)について受講者と質疑応答を重ねながら解説します。

会場(予定):(公財)不動産流通推進センター大会議室(東京・永田町)

1日目

平成29年 8月22日(火) 9:30~17:40 受講料(税込):10,000円

取引の安全確保編

取引の視点から、不動産紛争の解決に長けた弁護士と質疑応答を重ね、リスクを予測する考え方を発見し、身に付ける糸口とします。

何が
リスクとなるか?
対処・回避法は?

- 契約条項の意味・意義の再確認
- 賃貸・相続・倒産などと売買契約との関わり
- 「契約上の地位の譲渡」と「中間省略登記の代替手段」

講師: 吉田修平
吉田修平法律事務所・弁護士

- 業法による制限再確認
- 消費者契約法に基づく各種条件の違いによる考察

講師: 井手慶祐
シティユウワ法律事務所・弁護士

2日目

平成29年 8月23日(水) 9:30~17:40 受講料(税込):10,000円

重要事項説明編

調査の面から、数多くの不動産トラブル相談に対処してきた弁護士と不動産鑑定士が解説します。

- 業法
- 説明義務(事故物件、暴力団事務所、相手方が元暴力団員・服役中、マンション共用部分の瑕疵)とプライバシーの問題

講師: 松田 弘
松田・水沼総合法律事務所・弁護士

- 35条追加法令
- 行政手続きを知ること回避できるトラブル
- ハザードマップ等の調査=過去の災害から予測する
- がけのリスク、行政区分による条例の違い

講師: 吉野 荘平
吉野不動産鑑定事務所・不動産鑑定士

3日目

平成29年 8月24日(木) 9:30~15:30 受講料(税込):8,000円

応用編

宅建マイスターは幅広い知識とリスク予測能力、対処能力を備える必要があります。
実戦的な事例を題材に、講師や受講者同士の質疑を重ねながら、考えるべきポイントを押さえます。

- 課題事例について、問題の所在、対応を見つける方法などをトレーニング

講師: 藤崎一弘
株式会社FKプランニング代表
1級FP技能士、既存住宅現況検査技術者

お申し込み・詳細は
当センターWebサイトから

宅建マイスター

検索



「宅建マイスター ガイダンス2017/2018」のご案内

宅建マイスターに求められる能力・資質などの指針となる一冊です。
販売開始: 7月中旬
価格(予定): 1,000円(税込)

※養成講座3日目受講料には、本冊子代金が含まれており、お申込み後にお送りいたします。
※試験申込みをされた方には、第1回試験に限り、本冊子を無料でお送りいたします。

第1回 宅建マイスター認定試験 概要

受験申込期間	6月28日(水)～8月15日(火) 15:00 ※当初告知から締切時間に変更となりました。
試験日時	平成29年8月24日(木) 16:00～17:30
会場(予定)	(公財)不動産流通推進センター 大会議室 (東京・永田町)
受験料	8,000円(税込)
受験資格	<ul style="list-style-type: none">●現在、宅建業に従事している方の内、以下の要件のいずれかを満たしている方で、試験当日、宅地建物取引士証を提示できること。<ul style="list-style-type: none">①宅地建物取引士証取得後、5年以上の実務経験を有していること。②実務経験は5年未満だが、当センターが実施する「不動産流通実務検定“スコア”」で600点以上を得点していること。
試験内容	【択一式試験】四肢択一 (売買契約、重要事項説明、CS・コンプライアンス) 【記述式試験】売買契約、重要事項説明
合格発表(予定)	平成29年9月下旬

- 試験申込みをされた方には、この第1回試験に限り「宅建マイスター ガイダンス2017/2018」を無料でお送りいたします。試験の準備にご活用ください。

お申し込み・詳細は当センターWebサイトから

宅建マイスター

検索



<http://www.retpc.jp/>

公益財団法人 不動産流通推進センター (旧 不動産流通近代化センター)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町 8階 TEL:03-5843-2078 / FAX:03-3504-3523

※平成29年6月28日現在の情報です。